

3 長寿社会局

(1) 高齢者支援課、認知症対策・地域ケア推進課 事業体系

「(新)」は新規事業、「(単)」は単独事業を表す

【高齢】は高齢者支援課事業、
【認知】は認知症対策・地域ケア推進課事業を表す

頁

高齢者保健福祉施策 の企画・運営	高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画評価・推進事業(単)	【高齢】	65
	介護保険による対策		
要介護高齢者に対する 取り組み	介護基盤緊急整備等事業	【高齢】	65
	施設開設準備経費助成特別対策事業	【高齢】	65
	老人福祉施設整備等事業(単)	【高齢】	66
	指定サービス事業者管理事業(単)	【高齢】	66
	介護保険苦情処理体制整備事業(単)	【高齢】	66
	介護サービス情報の公表制度支援事業	【高齢】	67
	訪問介護員資質向上推進事業(単)	【高齢】	67
	長寿を支える地域の介護職員等研修支援事業(単)	【高齢】	67
	介護職員人材確保支援事業(地域人づくり事業)	【高齢】	68
	介護給付費県負担金交付事業(単)	【認知】	68
	(新)第1号保険料県負担金交付事業(単)	【認知】	68
	地域支援事業交付金交付事業(単)	【認知】	69
	要介護認定支援事業	【認知】	70
	介護給付適正化推進事業	【認知】	70
	(新)ケアプラン点検支援体制構築事業	【認知】	70
	介護相談員普及促進事業(単)	【認知】	71
	介護保険審査会設置運営事業(単)	【認知】	71
	介護保険低所得者対策特別事業	【認知】	71
	介護保険財政安定化基金事業	【認知】	72
	ケアマネジメント活動推進事業	【認知】	72
	介護保険以外の事業 による対策		
	介護人材確保対策推進事業(単)	【高齢】	73
	介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業	【高齢】	73
	介護実習・普及センター運営事業(単)	【高齢】	73
	軽費老人ホーム事務費補助事業(単)	【高齢】	74
	(再掲)老人福祉施設整備等事業(単)	【高齢】	(66)
	有料老人ホーム運営研修事業(単)	【高齢】	74
	看取り空間整備支援事業(単)	【高齢】	74
	(新)在宅介護支援モニタリング事業(単)	【高齢】	75
	高齢者住宅改造助成事業(単)	【認知】	75
	認知症介護研修等事業	【認知】	75
	認知症ケア・アドバイザー派遣事業	【認知】	76
	「熊本モデル」地域を支える認知症介護人材育成事業	【認知】	76
	高齢者権利擁護等推進事業	【認知】	76
	成年後見制度利用促進事業	【認知】	77

要援護状態となるおれ そが強い高齢者等に 対する取り組み	予防対策	介護予防推進重点対策事業	【認知】	77
		(再掲)地域支援事業交付金交付事業(単)	【認知】	(69)
		(新)ロコモ予防等普及啓発事業(単)	【認知】	78

元気な高齢者に対す る取り組み	生きがい対策	明るい長寿社会づくり推進事業(単)	【高齢】	78
		高齢者能力活用推進事業(単)	【高齢】	78
		高齢者の地域・社会貢献活動推進事業(単)	【高齢】	79
		熊本県老人クラブ連合会助成事業(単)	【高齢】	79
		老人クラブ等活動推進事業	【高齢】	79
		県老人クラブ連合会が行う健康づくり支援事業	【高齢】	79
		市町村老人クラブ連合会に対する助成事業	【高齢】	80
		市町村老人クラブ連合会が行う健康づくり推進事業	【高齢】	80
		単位老人クラブ活動推進事業	【高齢】	80
		シルバーヘルパー活動推進事業	【高齢】	81

高齢者を地域全体で 支える体制づくり(保 健・医療・福祉サービ スの総合的調整・提供 等)		老人週間行事(単)	【高齢】	81
		認知症診療・相談体制強化事業	【認知】	82
		(新)市町村認知症早期発見・対応支援事業(単)	【認知】	82
		認知症サポーター養成・地域見守り推進事業	【認知】	83
		(再掲)認知症介護研修等事業	【認知】	(75)
		(再掲)「熊本モデル」地域を支える認知症介護人材育成事業	【認知】	(76)
		(再掲)高齢者権利擁護等推進事業	【認知】	(76)
		(再掲)成年後見制度利用促進事業	【認知】	(77)
		地域包括ケア推進体制強化事業	【認知】	83
		訪問看護推進等在宅療養支援体制づくり事業(単)	【認知】	83
		在宅療養支援体制づくり活動支援事業(単)	【認知】	84
		訪問看護ステーションサポートセンター運営事業(単)	【認知】	84
		訪問看護推進人材育成事業(単)	【認知】	84
		訪問看護ステーション等立上げ支援事業(単)	【認知】	85
		(新)中山間地域等創生による地域包括ケア推進事業(単)	【認知】	85
		介護予防・生活支援サービス構築支援事業(単)	【認知】	85
		(新)地域密着型サービス地域支援推進事業(単)	【認知】	86

高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画評価・推進事業単

(事業開始年度：平成12年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	3,076千円	(根拠法令等) 老人福祉法第20条の9、同条の10、同条の11 介護保険法第118条、第119条 高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条	
平成26年度予算額	5,448千円		

<目的>

県高齢者福祉計画・介護保険事業支援計画(長寿・安心・くまもとプラン)及び県高齢者居住安定確保計画(くまもと・長寿・あんしん住まいプラン)の進捗状況や、その後の情勢変化等により生じた問題点等を評価・分析し、県民に公表するとともに、市町村に対しても適切な施策の進め方等を適宜助言していくことで介護保険事業を含む高齢者福祉施策の計画的推進を図ることを目的とする。

<事業内容>

- 1 熊本県社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会保健福祉推進部会の開催
- 2 長寿・安心・くまもとプラン及びくまもと・長寿・あんしん住まいプランの進捗状況の把握
- 3 介護保険事業を含む高齢者福祉施策の円滑な運営のための市町村への助言
- 4 長寿・安心・くまもとプラン等に掲げる施策の進捗状況の評価・分析

介護基盤緊急整備等事業単

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	市町村、社会福祉法人等	負担割合	基金10/10(地域医療介護総合確保基金(介護分))
平成27年度予算額	943,601千円	(根拠法令等) 老人福祉法第20条の11、介護保険法第120条	
平成26年度予算額	401,496千円		

<目的>

地域密着型介護老人福祉施設等の施設整備等を行う市町村等に対して、その施設整備費を助成する。

<対象施設>

地域密着型特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型デイサービスセンター、介護予防拠点、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、複合型サービス事業所、地域包括支援センター等

施設開設準備経費助成特別対策事業単

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	市町村、社会福祉法人等	負担割合	基金10/10(地域医療介護総合確保基金(介護分))
平成27年度予算額	214,190千円	(根拠法令等) 老人福祉法第20条の11	
平成26年度予算額	279,094千円		

<目的>

施設の開設時から安定した質の高いサービスを提供するため、老人福祉施設等の整備を行う市町村及び社会福祉法人に対して、施設の開設準備に要する経費(人件費、研修費、備品費等)を助成する。

<対象施設>

特別養護老人ホーム、小規模特別養護老人ホーム、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所

老人福祉施設整備等事業 単

(事業開始年度：昭和38年度)

実施主体	市町村、社会福祉法人等	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	320,000千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	24,000千円	老人福祉法第20条の11	

<事業内容>

老人福祉施設等の整備(新設・定員増・改築等)を行う市町村及び社会福祉法人等に対して、その施設整備費を助成する。(一部事務組合を含み、政令市を除く)

<対象施設(整備区分)>

特別養護老人ホーム(新設、増築・改築)、介護老人保健施設(新設)、養護老人ホーム(改築)など

指定サービス事業者管理事業 単

(事業開始年度：平成11年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	7,010千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	13,563千円	介護保険法第41条第1項、第46条第1項、第48条第1項等	

<目的>

介護保険法第41条第1項等に基づき、知事は介護サービスを提供する居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、居宅介護支援事業者及び介護保険施設の指定等を行うが、当該事業者等に係る情報の管理を行うとともに、介護サービスの利用者等に対し、サービスが適切に提供されるよう、指定等を行った事業者等の指導を行う。

<対象>

指定居宅サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者
指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設

<事業内容>

指定を行った介護サービスを提供する事業者等のサービス提供体制等情報の管理を適切に行う。

また、介護給付費等対象サービスの質の確保及び介護給付費請求の適正化を図るため、事業者等に対し、指導及び監査を行う。

介護保険苦情処理体制整備事業 単

(事業開始年度：平成12年度)

実施主体	熊本県国民健康保険団体連合会	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	3,826千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	3,826千円	介護保険法第176条第1項第3号	

<目的>

国民健康保険団体連合会(国保連)が行う介護サービスについての苦情処理が、保険者(市町村)及び県との連携のもと、円滑に推進されるよう、その体制整備及び運営に対して助成する。

<対象>

熊本県国民健康保険団体連合会

<事業内容>

国保連では、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、居宅介護支援事業者、介護保険施設での介護サービスについて、利用者からの苦情を受け付けて調査を行い、改善が必要な場合は事業者に対して指導・助言を行い、その処理結果を申立人に通知する。

なお、事業者に指定基準違反の疑いがある場合には、その旨を県に連絡する。

介護サービス情報の公表制度支援事業

(事業開始年度：平成18年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
平成27年度予算額	2,747千円	(根拠法令等) 介護保険法第115条の35	
平成26年度予算額	3,368千円		

<目的>

利用者が介護サービス事業者を選択するにあたっての判断に資するため、介護サービス情報を円滑かつ容易に取得できる環境を整備する。

介護サービス情報は、介護サービス情報公表システム (<http://www.kai gokensaku.jp/>) で公表する。

<事業内容>

「介護サービス情報の公表」制度の運営管理及び普及・啓発

訪問介護員資質向上推進事業単

(事業開始年度：平成14年度)

実施主体	県(1の委託先：未定)	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	1,537千円	(根拠法令等) 介護保険法施行令第3条 介護員養成研修の取扱細則について(H24.3.28老振発0328第9号厚生労働省老健局振興課長通知)	
平成26年度予算額	1,537千円		

<目的>

現任の訪問介護員に対し研修を行い、訪問介護サービスの質の向上を図るとともに、介護員養成研修事業者に対し介護職員初任者研修の適正な実施について指導を行い、質の高い養成研修の実施を担保する。

<対象>

- 1 訪問介護員現任者
- 2 介護員養成研修事業者

<事業内容>

- 1 訪問介護の実務上の問題等をテーマにした研修を実施する。
- 2 介護員養成研修事業者が届出どおりの研修を行っているか確認指導を行う。

長寿を支える地域の介護職員等研修支援事業単

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	下記の助成対象法人	負担割合	基金1/2(地域医療介護総合確保基金(介護分)) 自己負担1/2
平成27年度予算額	26,820千円	(根拠法令等) ・熊本県長寿を支える地域の介護職員等研修支援事業費補助金 交付要領	
平成26年度予算額	28,626千円		

<目的>

介護保険サービス事業その他の福祉サービスに従事する職員の資質向上等を図るとともに、介護人材の育成を図る観点から、介護職員等を研修に派遣する場合に必要な代替職員を雇用する。

<対象>

介護職員等介護の業務に従事する職員を配置することとされている熊本県に所在する次の介護施設・事業所を有する法人等

- ・指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、介護保険施設、指定介護予防サービス事業者
- ・指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者
- ・養護老人ホーム、軽費老人ホーム

<事業内容>

介護施設・事業所等を有する事業者等が以下により職員を研修等に派遣する際に代替職員を雇用する場合、その雇用に要する経費の一部を助成する。

- ・介護サービスの質の向上に資する適切な研修計画の策定及び着実な現任介護職員等の研修受講、講師派遣等の実施
- ・現任介護職員等の代替職員として離職者等の雇用

介護職員人材確保支援事業（地域人づくり事業）単

（事業開始年度：平成26年度）

実施主体	県（委託先：社会福祉法人仁風会他8事業者）	負担割合	基金10/10（緊急雇用創出基金）
平成27年度予算額	38,939千円	（根拠法令等） 緊急雇用創出事業等実施要領 介護職員人材確保支援事業（地域人づくり事業）実施要項	
平成26年度予算額	452千円		

<目的>

国の緊急経済対策（平成25年度補正予算）により、緊急雇用創出基金事業に新たに創設された「地域人づくり事業」によるもの。

地域の高年齢者や結婚・出産による離職から再就職を希望する女性求職者等の失業者に対して、介護分野で就業するために必要な知識・技術を習得させるための人材育成を行う（平成26年1月施行）。

<対象>

熊本県内に事業所を有する介護等の事業を行う（介護職員等介護の業務に従事する職員を配置することとされている）介護保険事業者。対象サービスは、以下のとおり。

[介護保険施設]

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設

[指定居宅サービス等]

（介護予防）訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、（介護予防）通所介護、（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）短期入所生活介護、（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）特定施設入居者生活介護、夜間対応型訪問介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、（介護予防）認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、複合型サービス

[老人福祉施設]

特別養護老人ホーム、養護老人ホーム（一般・盲）、軽費老人ホーム（A型・B型・ケアハウス）

<事業内容>

介護事業者等が、失業者を1年以内の有期雇用契約労働者として雇入れ、業務に従事させながら研修等を受講させることにより能力を高め、正規雇用につなげる。

事業の実施においては、受託希望のあった介護施設・事業所等から、県が適当と認めるものと委託契約を行い、失業者の雇入れ期間中の給与相当分の費用を委託料として支払う。

介護事業者等は、OJTやOFF J Tを組み合わせた「人材育成・就業支援計画」を策定することと、それを着実に実施すること等を要件とする。

介護給付費県負担金交付事業単

（事業開始年度：平成12年度）

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	23,860,221千円	（根拠法令等） 介護保険法第123条第1項及び第2項	
平成26年度予算額	23,406,512千円		

<事業内容>

介護保険の給付に要する費用のうち県が負担する分（施設サービス分は17.5%、他は12.5%）について、市町村に対して助成する。

新 第1号保険料県負担金交付事業単

（事業開始年度：平成27年度）

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	99,229千円	（根拠法令等） 介護保険法第124条の2	
平成26年度予算額	- 千円		

<事業内容>

介護保険の第1号保険料について、給付費とは別枠で公費を投入し、低所得者の高齢者の保険料軽減を強化するもの。保険料の軽減に要する費用のうち県が負担する分（軽減分の25%）について、市町村に対して助成する。

地域支援事業交付金交付事業 単

(事業開始年度：平成18年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	650,220千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	614,328千円	介護保険法第115条の45、第123条第3項及び第4項	

<目的>

介護保険の被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する。

<対象>

市町村

<事業内容>

市町村が実施する「地域支援事業」に対して、介護保険法で定められた率を乗じて交付金を交付する。
地域支援事業の事業構成は以下のとおり。

新しい地域支援事業(平成27年4月施行)

市町村において、条例で定める場合には、下記の1については平成29年3月末まで、2の(2)~(4)については、平成30年3月末まで実施が猶予できる。

1 新しい介護予防・日常生活支援総合事業

(1)介護予防・生活支援サービス事業

訪問型サービス 通所型サービス その他の生活支援サービス 介護予防ケアマネジメント

(2)一般介護予防事業

2 包括的支援事業

(1)地域包括支援センターの運営

(2)在宅医療・介護連携の推進

(3)認知症施策の推進

(4)生活支援サービスの体制整備

3 任意事業

新しい地域支援事業を実施するまでの間は、市町村はこれまでの地域支援事業(下記)を実施できる。

介護予防・日常生活支援総合事業を実施する市町村における事業構成及び事業内容

1 介護予防・日常生活支援総合事業

(1)要支援・二次予防事業

予防サービス事業 生活支援サービス事業 ケアマネジメント事業
二次予防事業対象者の把握事業 要支援・二次予防事業評価事業

(2)一次予防事業

介護予防普及啓発事業 地域介護予防活動支援事業 一次予防事業評価事業

2 包括的支援事業

(1)介護予防ケアマネジメント業務

(2)総合相談支援業務

(3)権利擁護業務

(4)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

3 任意事業

介護予防・日常生活支援総合事業を実施しない市町村における事業構成及び事業内容

1 介護予防事業

(1)二次予防事業

二次予防事業の対象者把握事業 通所型介護予防事業 訪問型介護予防事業 二次予防事業評価事業

(2)一次予防事業

介護予防普及啓発事業 地域介護予防活動支援事業 一次予防事業評価事業

2 包括的支援事業

(1)介護予防ケアマネジメント業務

(2)総合相談支援業務

(3)権利擁護業務

(4)包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

3 任意事業

要介護認定支援事業

(事業開始年度：平成10年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
平成27年度予算額	6,471千円	(根拠法令等) 介護保険法第27条第2項、認定調査員等研修事業の実施について (H20.6.4老発第0604001号 厚生労働省老健局長通知)	
平成26年度予算額	5,919千円		

<目的>

全国一律の基準に基づく公平公正な要介護認定の事務運営が行われるよう認定調査員等の資質向上のための研修を実施し、もって円滑な介護保険制度の運営に資するものとする。

<事業内容>

1 認定調査員研修事業

認定調査員に対し、認定調査の手法、調査の留意点等の研修を実施することにより、認定調査事務の円滑化・適正化を図る。

2 介護認定審査会委員研修事業

介護認定審査会委員に対し、要介護認定のしくみ、認定調査の内容等について研修を実施することにより、認定審査事務の円滑化・適正化を図る。

3 主治医研修事業

主治医に対し、要介護認定のしくみ、主治医意見書の記載方法等について研修を実施することにより、要介護認定に係る審査判定の重要な資料である主治医意見書の記載方法等の適正化を図る。

介護給付適正化推進事業

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	県	負担割合	国10/10
平成27年度予算額	3,985千円	(根拠法令等) 介護給付適正・適切化推進事業実施要綱 第3期熊本県介護給付適正化プログラム	
平成26年度予算額	4,032千円		

<目的>

県第3期介護給付適正化プログラムに基づき、保険者(市町村)における介護給付適正化の取組を支援し、介護サービスの適切化及び介護給付費や介護保険料の抑制を目指す。

<事業内容>

- 1 保険者に対する研修会の開催
- 2 圏域別の介護給付適正化検討会の開催
- 3 取組が低迷する保険者への実地支援の実施
- 4 国保連合会と連携した市町村支援の実施(不適切な介護報酬請求等のチェック)

新 ケアプラン点検支援体制構築事業

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	県	負担割合	基金10/10(地域福祉基金)
平成27年度予算額	1,635千円	(根拠法令等) 第3期熊本県介護給付費適正化プログラム	
平成26年度予算額	- 千円		

<目的>

保険者が行うケアプラン点検について、より専門的な指導・助言によりケアマネジメントの質向上につながるよう、県介護支援専門員協会等と連携し広域的な支援体制の構築を図る。

<事業内容>

- 1 保険者が実施するケアプラン点検へ指導者レベルの介護支援専門員が同行し実地支援を実施。
- 2 圏域単位での保険者及び主任介護支援専門員等を対象とした研修の実施。

介護相談員普及促進事業 単

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	県	負担割合	基金10/10(地域福祉基金)
平成27年度予算額	1,627千円	(根拠法令等) 「介護相談員派遣等事業」の実施について(H18.5.24厚生労働省老健局計画課長通知) 熊本県地域福祉基金運営要綱	
平成26年度予算額	1,631千円		

<目的>

市町村における「介護相談員派遣等事業」の取組を支援し、多様化する介護保険サービスの質の向上や事業所等における高齢者の身体拘束・虐待の抑制を図る。

<事業内容>

- 1 介護相談員養成研修の実施
県において「介護相談員」を養成し、市町村が事業実施するにあたっての必要な人材養成を図る。
- 2 介護相談員フォローアップ研修の実施
現場で活動している介護相談員の質向上のための研修を実施する。

介護保険審査会設置運営事業 単

(事業開始年度：平成11年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	2,225千円	(根拠法令等) 介護保険法第183条、第184条、第188条 介護保険法施行令第46条等	
平成26年度予算額	2,225千円		

<目的>

介護保険制度では、被保険者は市町村(保険者)に保険料を納付する義務が生じ、介護を必要とする高齢者等は、市町村等が行う要介護認定又は要支援認定(以下「要介護認定等」という。)を受けなければ保険給付サービスを受けることができない。

これらの、市町村等が行う保険料の賦課徴収や要介護認定等に関する処分等に不服がある者は、県に設置した介護保険審査会に審査請求を行うことができる。(介護保険法第183条)

<事業内容>

介護保険審査会において、市町村(保険者)等が行った行政処分に対する審査請求の審理・裁決を行う。

介護保険低所得者対策特別事業

(事業開始年度：平成12年度)

実施主体	市町村	負担割合	国1/2 県1/4 市町村1/4
平成27年度予算額	14,497千円	(根拠法令等) 低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減制度の実施について(H12.5.1老発第474号 厚生省老人保健福祉局長通知)	
平成26年度予算額	15,261千円		

<目的>

介護保険制度導入に伴い、低所得者に対する介護保険サービスに係る利用者負担額の軽減を目的として、市町村が行う低所得者の利用者負担の軽減への取組みに対して支援を行う。

<対象及び事業内容>

- 1 障害者ホームヘルプサービス利用者に対する利用者負担の減免
低所得者世帯であって、障がい者施策によるホームヘルプサービスの利用者で一定の要件を満たす者については、利用者負担を全額免除する。
- 2 社会福祉法人等による生計困難者等に対する利用者負担の軽減
介護保険サービスの提供を行う社会福祉法人等が低所得で特に生計が困難である者及び生活保護受給者の利用者負担を軽減する場合に、当該社会福祉法人等に対し助成する。
- 3 中山間地域等の地域における加算に係る利用者負担の軽減
中山間地域等の地域が存在する市町村において、訪問介護等のサービスを提供する小規模事業所を運営する社会福祉法人等が市町村民税本人非課税の者(生活保護受給者を除く)の利用者負担を軽減する場合に、当該社会福祉法人等に対し助成する。

介護保険財政安定化基金事業

(事業開始年度：平成12年度)

実施主体	県	負担割合	国 1 / 3	県 1 / 3	市町村 1 / 3
平成27年度予算額	32,177千円	(根拠法令等)			
平成26年度予算額	50,213千円	介護保険法第147条			

<目的>

市町村の介護保険財政の安定化を図るため、通常努力を行っても生じる保険料未納や給付費の見込み誤り等に起因する財政不足について、財政安定化基金を設け、市町村に対して貸付、交付を行う。

<事業内容>

1 貸付事業

(1) 貸付の要件

- ・貸付は年度を単位とした保険料収納率低下又は給付費増加による赤字が見込まれること
- ・3年間の事業運営期間(以下「期間」という。)の1、2年目は、その年度において財政不足が見込まれること
- ・期間の3年目は期間を通じた財政不足が見込まれること

(2) 貸付額の算定

- ・期間の1、2年目については、財政不足見込み額の1.1倍の範囲内で貸付可能
- ・期間の3年目については、基金事業対象費用額から基金事業対象収入額と基金交付額を控除した額の1.1倍の範囲内で貸付可能

(3) 貸付金の返還

- ・次期期間中に毎年総額の1/3ずつを償還する。

2 交付事業

(1) 交付の要件

- ・期間3年間を通じて保険料不足(保険料収納額の実績額が予定額を下回る)と財政不足(基金対象事業について収入額が費用額を下回る)が見込まれること

(2) 交付額の算定

- ・原則として保険料不足額の1/2、財政不足額が保険料不足額より少ない場合は、財政不足額の1/2を交付

ケアマネジメント活動推進事業

(事業開始年度：平成10年度)

実施主体	県	負担割合	別記(事業ごとに記載)-
平成27年度予算額	2,930千円	(根拠法令等) 介護保険法第69条の2、第69条の7、第69条の8 介護保険法施行規則第113条の4、第113条の16、第113条の18、第140条の68	
平成26年度予算額	3,870千円	介護保険法施行令第37条の15 介護支援専門員資質向上事業の実施について(H18.6.15老発第0615001号厚生労働省老健局長) 熊本県地域福祉基金運営要綱	

<目的>

要介護者等が可能な限り住み慣れた地域で、その人らしい、自立した生活を送るためには、多様なサービス主体が連携をして要介護者等を支援できるよう、適切にケアマネジメントを行うことが重要である。その中核的な役割を担う介護支援専門員が養成段階で受講する研修内容の見直しと、指導にあたる研修講師の質の向上を図ることで、養成された介護支援専門員により、利用者本位、自立支援、公正中立等の理念に基づいた、適切なケアマネジメントが実践されることを目的とする。併せて、介護支援専門員名簿の適切な管理を実施する。

<事業内容>

1 介護支援専門員法定研修の見直しのための研修向上委員会の開催等(負担割合：国1/2 県1/2)

2 介護支援専門員の新規登録・更新等に係る事務(負担割合：県10/10(*手数料は自己負担))

3 研修講師の質の向上及び指導ポイントの共有を図るための講師養成研修の実施(負担割合：基金10/10(地域福祉基金))

(参考) 介護支援専門員の養成状況

(単位：人)

年 度	H21	H22	H23	H24	H25	H26
受 験 者 数	2,515	2,655	2,786	2,788	2,964	3,358
合 格 者 数	472	482	368	434	361	601
実務研修修了者数	467	482	371	428	360	593

他県合格者の転入・転出等があるため、合格者数と研修修了者数は必ずしも一致しない。

介護人材確保対策推進事業 単

(事業開始年度：平成23年度)

実施主体	県、介護の日 in くまもと実行委員会	負担割合	基金 10 / 10 (地域医療介護総合確保基金(介護分))
平成27年度予算額	16,753千円	(根拠法令等) 介護保険法第118条第3項第3号 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針	
平成26年度予算額	6,600千円		

< 目 的 >

今後の高齢者人口の増加に伴う要介護者の増加や少子化による労働力人口の減少等により、介護人材の不足が確実に見込まれ、喫緊の課題となっている。このため、介護人材確保対策として、介護職の魅力、専門性等をPRする広報・啓発や、就労促進のための研修等を実施することにより、介護人材の確保・定着を図っていく。

< 事業内容 >

- 1 熊本県介護人材確保対策推進協議会の開催
- 2 介護職～魅力いっぱい～広報推進事業
 - (1) PRパンフレットの作成・配布
 - (2) 新聞等へのPR広告掲載
 - (3) 介護の日関連イベントへの助成
- 3 介護人材確保啓発事業
 - (1) 介護人材確保リーダー事業者育成セミナー事業
事業者等を対象に職場環境の整備や処遇改善等に関する取組みを促すセミナーを開催。
 - (2) 介護職イメージ改善セミナー事業
県民を対象に介護職の魅力、専門性等をPRするセミナーを開催。
- 4 介護人材確保研修事業
 - (1) 介護職員初任者研修事業
芦北、球磨及び天草圏域で、介護職への就労希望者を対象に基礎知識を学ぶ研修を実施。
 - (2) 介護現場実践研修事業
初任者研修修了者、潜在的有資格者等を対象に介護技術向上のための現場実践研修を実施。

介護職員等によるたんの吸引等のための研修事業

(事業開始年度：平成23年度)

実施主体	県	負担割合	基金 10 / 10 (地域医療介護総合確保基金(介護分)) *手数料は自己負担
平成27年度予算額	7,886千円	(根拠法令等) 社会福祉士法及び介護福祉士法	
平成26年度予算額	7,886千円		

< 目 的 >

特別養護老人ホーム等において、医療職との連携・協力の下に、医療的ケアのニーズが高い入居者等に対して、介護職員等によるたんの吸引等の医療的ケアの適切な実施を可能とするための研修を行う。

< 事業内容 >

国が実施した講習を受講した医師・看護師が講師となり、県において介護職員等を対象とした「喀痰吸引等研修(基本研修、実地研修)」の実施及び喀痰吸引等研修の実地研修において介護職員等の指導・評価を行う医師・看護師を対象とした「指導者養成講習」を実施する。

介護実習・普及センター運営事業 単

(事業開始年度：平成11年度)

実施主体	県(委託先：(一財)熊本さわやか長寿財団)	負担割合	県 10 / 10
平成27年度予算額	10,215千円	(根拠法令等) 介護実習・普及センター運営要綱	
平成26年度予算額	12,435千円		

< 目 的 >

県民や介護専門職員を対象とする講座等の実施により、介護知識・技術の普及及び高齢者を社会全体で支える意識の形成を図る。

< 事業内容 >

- ・介護機器の展示、普及、相談
- ・県民及び介護専門職員に対する介護知識・技術の習得
- ・住宅改造等に関する相談

軽費老人ホーム事務費補助事業 単

(事業開始年度：昭和48年度)

実施主体	社会福祉法人	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	481,758千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	477,498千円	老人福祉法第20条の11	

<事業内容>

身体機能の低下、家庭環境等の理由により居宅において生活することが困難な高齢者が低額な料金で軽費老人ホームを利用できるよう、軽費老人ホーム設置者が、利用者から徴収する利用料(事務費相当分)を減免した場合にその減免額について助成する。(中核市に所在する軽費老人ホームを除く)

<軽費老人ホーム事務費補助額>

(単位：千円)

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
実績額	474,786	466,381	465,442	455,011	455,505	457,283	461,594	470,202

有料老人ホーム運営研修事業 単

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	県	負担割合	基金10/10(地域医療介護総合確保基金(介護分))
平成27年度予算額	459千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	460千円	老人福祉法第29条	

<目的>

県内の有料老人ホームの経営者・施設長等を対象とした研修を行うことで、有料老人ホームの運営の質の向上を通じて、高齢者の良質な住まいの確保を図る。

<事業内容>

県内の有料老人ホームの経営者・施設長等を対象として、有識者・事業者による講義、事例発表や施設運営上の留意点について研修を行う。

看取り空間整備支援事業 単

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	社会福祉法人、医療法人等	負担割合	基金10/10(地域福祉基金)
平成27年度予算額	8,000千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	8,000千円	熊本県看取り空間整備支援事業補助金交付要領 熊本県地域福祉基金運営要綱	

<目的>

特別養護老人ホーム(以下「特養」)及び介護老人保健施設(以下「老健」)における看取り空間の整備を支援し、入所者が施設内で安心して最期を迎えることが出来る環境を整備する。(平成27年度から老健を追加)

<事業内容>

特養(所在地が熊本市のもの、定員が29人以下のもの、全室個室であるものを除く)及び老健(所在地が熊本市のもの、全室個室であるものを除く)が行う看取り空間整備に要する経費に対して、以下の内容で助成する。

(1) 補助対象事業者

熊本県内で特養(所在地が熊本市のもの、定員29人以下のもの、全室個室であるものを除く。)及び老健(所在地が熊本市のもの、全室個室であるものを除く)を運営する社会福祉法人、医療法人等

(2) 補助対象経費

看取り空間に要する工事費、備品購入費等

(備品購入費の割合は、工事費(工事請負費)の50%に相当する額を限度額とする。)

(3) 補助金額

改修の場合・・・1,000千円(1団体あたりの上限額)

新築・改築の場合・・・2,000千円(1団体あたりの上限額)

新 在宅介護支援モニタリング事業 単

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	県	負担割合	基金 10 / 10 (地域福祉基金)
平成27年度予算額	5,237千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	- 千円	熊本県地域福祉基金運営要綱	

< 目 的 >

介護現場において自動排泄処理装置のモニタリング調査を実施し、在宅介護の負担軽減に向けての課題整理や効果検証等を行う。

< 事業内容 >

自動排泄処理装置をモデル的に導入し、機器の効果や課題を整理するためのモニタリング調査を実施。

- ・利用者へ機器をレンタルする福祉用具貸与事業者に対し業務委託する。
- ・福祉用具貸与事業者がケアマネ等と連携して、対象者(6人程度)の選定、機器の導入(サポート)、モニタリング調査(6カ月間/人)を実施する。
- ・モニタリングの結果を実績報告としてとりまとめ、福祉用具貸与事業者をはじめ関係者に対しフィードバックする。(意見交換会等の実施)

高齢者住宅改造助成事業 単

(事業開始年度：平成8年度)

実施主体	市町村	負担割合	県 1 / 3 市町村 1 / 3 本人 1 / 3 (ただし、生活保護世帯、市町村民税非課税世帯については、県 1 / 2 市町村 1 / 2)
平成27年度予算額	18,930千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	19,927千円	熊本県高齢者及び障がい者住宅改造助成事業実施要項	

< 対 象 >

要介護認定を受けた、又は同等の程度と認められる65才以上の高齢者のいる世帯で、生計中心者の前年所得税課税年額が7万円以下の世帯

< 事業内容 >

要介護高齢者の在宅生活での自立促進、寝たきり防止及び介護者の負担軽減を図る目的で住宅改造に必要な経費を助成する。(中核市を除く)

- 1 上限額 700千円
- 2 対象経費 玄関、廊下、階段、居室、浴室、便所、洗面所、台所等在宅の要介護高齢者が利用する部分の改造に要する経費

認知症介護研修等事業 単

(事業開始年度：平成18年度)

実施主体	県	負担割合	基金 10 / 10 (地域医療介護総合確保基金(介護分)) (一部：県 10 / 10)
平成27年度予算額	2,965千円	(根拠法令等) 介護保険法第118条	
平成26年度予算額	3,124千円	地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条 認知症介護実践者等養成事業実施要項 熊本県認知症介護実践者等養成事業実施要項	

< 目 的 >

認知症介護施設従事者向けの研修を通じ、認知症介護に係る知識や技術の向上を図る。

< 事業内容 >

認知症介護実務者(介護保険施設等の従事者)を対象に、認知症介護の知識や技術習得を目的とした研修を実施する。

認知症ケア・アドバイザー派遣事業

(事業開始年度：平成24年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10(一部国1/2、県1/2)
平成27年度予算額	3,474千円	(根拠法令等) 高齢者権利擁護等推進事業実施要綱 熊本県地域福祉基金運営要綱	
平成26年度予算額	6,391千円		

<目的>

認知症であっても、その人の個性や人生を重んじ尊厳を尊重するケアを実現するため、認知症ケアの質の向上に取り組む事業所等への支援体制を構築する。

<事業内容>

認知症介護指導者を介護施設に派遣し、施設の状況や課題に応じた研修を実施する。

「熊本モデル」地域を支える認知症介護人材育成事業

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
平成27年度予算額	1,893千円	(根拠法令等) 認知症施策推進総合戦略	
平成26年度予算額	1,839千円		

<目的>

各地域の介護サービス事業所において認知症ケアの向上及び地域連携推進の核となる介護分野の人材を養成することにより、地域、施設における認知症ケアの更なる向上及び地域連携の推進を図る。

<事業内容>

介護サービス事業所の職員向けに介護分野における認知症ケアの向上及び地域連携推進の核となる人材を育成するための研修を実施する。

高齢者権利擁護等推進事業

(事業開始年度：平成19年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2 県1/2
平成27年度予算額	2,587千円	(根拠法令等) 高齢者虐待防止法第3条第2項 高齢者権利擁護等推進事業実施要綱	
平成26年度予算額	2,742千円		

<目的>

高齢者虐待の防止、認知症高齢者への支援など、高齢者の権利擁護を推進するための体制づくりを目指すとともに、高齢者の虐待防止に係る研修等を実施し、高齢者の権利擁護を図る。

<事業内容>

1 高齢者権利擁護推進会議

学識経験者、関係団体、行政等からなる高齢者権利擁護推進会議を開催し、認知症高齢者への支援体制、高齢者への虐待防止に関する検討等を行う。

2 高齢者権利擁護等推進事業

介護保険施設等の職員を対象に、認知症ケアの理解や身体拘束をしない介護知識・技術を身に付けるための研修を実施するなど、高齢者の権利擁護の推進に取り組む。

成年後見制度利用促進事業

(事業開始年度：平成23年度)

実施主体	県	負担割合	・基金10/10(地域医療介護総合確保基金(介護分)) ・一部：国庫1/2、県1/2
平成27年度予算額	3,062千円	(根拠法令等) 老人福祉法第32条の2 高齢者虐待防止法第28条 障害者虐待防止法第44条 介護保険法第118条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条 熊本県地域福祉基金運営要綱	
平成26年度予算額	3,263千円		

<目的>

今後の認知症高齢者の増加を踏まえると、判断能力の低下した認知症高齢者等の権利擁護推進のために成年後見制度の活用が必要となることから、成年後見制度の普及・啓発を行い制度利用を促進し、市町村における成年後見制度利用促進体制構築を支援する。

<事業内容>

- 各圏域における成年後見制度に係る事例検討会等の実施
専門職団体と連携して、各圏域において成年後見制度に係る事例検討会(対象：市町村職員、地域包括支援センター職員)及び民生委員を対象とした研修を行い、成年後見制度の利用促進を図る。
- 成年後見制度に係る研修会の開催
市町村社協や介護保険施設、障がい者施設職員等を対象とした研修会を開催する。また、成年後見制度や権利擁護に関するパンフレット等を配布し、制度の普及・啓発を図る。
- 特別支援学校等における研修会の実施
知的障がい児等が通学する特別支援学校等に専門家を派遣し、教職員や保護者を対象とした研修を行うことで、成年後見制度の普及・啓発を図る。
- 広域的な成年後見人の担い手育成・体制整備に係る支援

介護予防推進重点対策事業

(事業開始年度：平成12年度)

実施主体	県、一部委託(委託先：熊本地域リハビリテーション支援協議会他18箇所)	負担割合	事業1：国1/2 県1/2 事業2：県10/10
平成27年度予算額	12,040千円	(根拠法令等) 介護保険法第5条 介護予防市町村支援事業実施要綱 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について(H18.3.31老振発第0331003号・老老発0331016)	
平成26年度予算額	13,042千円		

<目的>

介護予防はリハビリテーションの理念を踏まえて「心身機能」「活動」「参加」のそれぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要である。

本事業はこのような効果的なアプローチを実践することを目的に、市町村の介護予防事業への支援を行うとともに、地域においてリハビリテーション専門職を活かした自立支援に資する取組みを推進し、高齢者が生きがい・役割を持って生活できる地域づくりを行う。

<事業内容>

- 介護予防市町村支援事業
研修会や意見交換を通して市町村が実施する介護予防の事業評価や住民主体の介護予防の展開方法等についての技術的支援を行う。
- 介護予防地域リハビリテーション推進事業
地域においてリハビリテーション専門職を活かした自立支援に資する取組みを推進するため、市町村及び介護予防事業所等に対し、リハビリテーションの技術的支援を行う。

新 ロコモ予防等普及啓発事業 単

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	県	負担割合	基金 10 / 10 (地域医療介護総合確保基金(介護分))
平成27年度予算額	4,123千円	(根拠法令等) 介護保険法第118条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条	
平成26年度予算額	- 千円		

< 目的 >

健康寿命延伸のためには、住民自身が介護予防の必要性に気づき、自ら介護予防に取り組めるように意識を高めることが必要である。そのため、県、医師会、大学病院が一体となり市町村等とも連携して、県民への普及啓発を行う。

< 事業内容 >

- 1 関係機関との連携
県、医師会、大学病院との間でロコモ予防の取組内容や県民向け啓発方法等について検討会を開催する。
- 2 ロコモ予防についての普及啓発
県民向け啓発番組の作成など効果的な手法でロコモ予防の啓発を行う。

明るい長寿社会づくり推進事業 単

(事業開始年度：平成3年度)

実施主体	(一財)熊本さわやか長寿財団	負担割合	県 10 / 10
平成27年度予算額	29,039千円	(根拠法令等) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業について(平成1年10月19日付け老福第187号)	
平成26年度予算額	33,690千円		

< 目的 >

少子・高齢化が進展し、高齢者が地域で安心して暮らせる社会づくりが重要となる中で、高齢者が中心となって地域を活性化し、また、見守り活動等で高齢者相互の支援を行う担い手となることが期待されている。

このため、(一財)熊本さわやか長寿財団の実施する高齢者の生きがい・健康づくりや社会参加活動の推進に資する事業に補助を行うもの。

< 事業内容 >

- 1 啓発・普及事業
情報誌発行
ホームページ管理運営
- 2 スポーツ・文化振興、指導者育成事業
熊本さわやか大学校運営
シルバースポーツ交流大会開催
全国健康福祉祭(ねんりんピック)選手派遣 等

高齢者能力活用推進事業 単

(事業開始年度：昭和59年度)

実施主体	(一財)熊本さわやか長寿財団	負担割合	県 10 / 10
平成27年度予算額	15,687千円	(根拠法令等) 熊本県高齢者無料職業紹介事業運営要項	
平成26年度予算額	14,450千円		

< 目的 >

高齢期になっても生涯現役で活躍できるよう、高齢者の能力を生かした積極的な社会活動を推進し、生きがいづくりを促すとともに、生活の安定を図るため、就職を希望する高齢者(概ね65歳以上)に無料で職業紹介を行う。

< 内容 >

熊本県総合福祉センター内に「高齢者無料職業紹介所」を、各地域振興局に「高齢者能力活用推進員」を設置し、管内企業の訪問等により高齢者雇用の職場を開拓し、職業紹介を行う。

高齢者の地域・社会貢献活動推進事業 単

(事業開始年度：平成23年度)

実施主体	(一財)熊本さわやか長寿財団	負担割合	基金10/10 (地域福祉基金)
平成27年度予算額	1,051千円	(根拠法令等) 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業について(平成1年10月19日付け老福第187号) 熊本県地域福祉基金運営要綱	
平成26年度予算額	1,157千円		

<目的>

少子高齢化が進展し、地域の活性化や福祉の担い手として高齢者が期待されている中で、社会参加活動に意欲のある高齢者等に対し、こうした活動に係る意識啓発を行う講座等を開催し、高齢者の社会参加活動を推進する。

<対象>

県内の高齢者(受講希望者)

<事業内容>

社会参加活動に関する啓発講座等の開催

熊本県老人クラブ連合会助成事業 単

(事業開始年度：昭和53年度)

実施主体	(公社)熊本県老人クラブ連合会	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	1,150千円	(根拠法令等) 老人福祉法第13条第2項	
平成26年度予算額	1,150千円		

<事業内容>

単位老人クラブ及び郡・市町村老人クラブ連合会の育成指導とクラブ活動の推進を図るため、熊本県老人クラブ連合会に対し、その活動運営費を助成する。

老人クラブ等活動推進事業

(事業開始年度：昭和49年度)

実施主体	(公社)熊本県老人クラブ連合会	負担割合	国1/2 県1/2
平成27年度予算額	3,946千円	(根拠法令等) 老人福祉法第13条第2項 老人クラブ活動等事業実施要綱、老人クラブ等事業運営要綱	
平成26年度予算額	3,946千円		

<事業内容>

高齢化を迎え、高齢者の社会参加を促進するために、単位老人クラブや市町村老人クラブ連合会が行う活動を指導・助言する活動推進員を県老人クラブ連合会に設置する(2人設置)。

県老人クラブ連合会が行う健康づくり支援事業

(事業開始年度：平成15年度)

実施主体	(公社)熊本県老人クラブ連合会	負担割合	国1/2 県1/2
平成27年度予算額	1,524千円	(根拠法令等) 老人福祉法第13条第2項 老人クラブ活動等事業実施要綱、老人クラブ等事業運営要綱	
平成26年度予算額	1,524千円		

<目的>

県老人クラブ連合会が、健康・生きがいづくりリーダー等の養成研修や、市町村老人クラブ連合会と共同で健康・生きがいづくり事業を企画・実施することで、高齢者の健康・生きがいづくりの推進を図る。

<事業内容>

- 1 老人クラブ連合会内に「健康・生きがいづくり推進委員会」を設置し、重点プランを作成する。
- 2 全県に活動を周知するため有識者による研修会を開催する。(年間2回程度)
- 3 市・郡老人クラブ連合会単位で健康・生きがいづくりのモデル事業を行う。
- 4 広報啓発活動を行う。(チラシ作成や機関誌への掲載・事例集の作成等)

市町村老人クラブ連合会に対する助成事業

(事業開始年度：昭和38年度)

実施主体	市町村老人クラブ連合会	負担割合	国1/3 県1/3 市町村1/3
平成27年度予算額	15,207千円	(根拠法令等) 老人福祉法第13条第2項 老人クラブ活動等事業実施要綱、老人クラブ等事業運営要綱	
平成26年度予算額	15,391千円		

<目的>

単位老人クラブの活動等のより一層の活性化を図るため、各市町村老人クラブ連合会に助成を行い、高齢者の生きがいや健康づくりと介護予防を推進する。

<内容>

市町村老人クラブ連合会が行う又は県老人クラブ連合会と連携して行う調査研究、啓発広報活動、生きがいと健康づくりに資する事業催物、研修などの各種事業に対して助成する。

市町村老人クラブ連合会が行う健康づくり推進事業

(事業開始年度：平成12年度)

実施主体	市町村老人クラブ連合会	負担割合	国1/3 県1/3 市町村1/3
平成27年度予算額	2,898千円	(根拠法令等) 老人福祉法第13条第2項 老人クラブ活動等事業実施要綱、老人クラブ等事業運営要綱	
平成26年度予算額	2,898千円		

<目的>

市町村老人クラブ連合会が、趣味、スポーツ活動及び健康に関する講習会を開催するなどして、高齢者の健康づくりに関する実践活動、知識等の普及・啓発を図る。

<対象>

健康づくり事業を行う市町村老人クラブ連合会

<事業内容>

健康づくりに関する実践活動、健康に関する知識等についての普及・啓発、心の健康づくりに関する事業など、高齢者の健康づくりに関する事業に対して助成する。

単位老人クラブ活動推進事業

(事業開始年度：平成17年度)

実施主体	県内単位老人クラブ(指定都市を除く)	負担割合	国1/3 県1/3 市町村1/3
平成27年度予算額	41,074千円	(根拠法令等) 老人福祉法第13条第2項 老人クラブ活動等事業実施要綱、老人クラブ等事業運営要綱	
平成26年度予算額	41,558千円		

<目的>

老人クラブにおける生きがい・健康づくり活動を活性化することにより、高齢者の介護予防を促進し、また、あわせて高齢者の知識や技術等を活かした地域の身近な課題解決に向けた取組みを促進する。

<対象>

県内(指定都市を除く)の単位老人クラブ

<事業内容>

老人クラブの地域貢献活動等に対して助成する。

シルバーヘルパー活動推進事業

(事業開始年度：平成13年度)

実施主体	・県(委託先：(公社)熊本県老人クラブ連合会)(事業1) ・(公社)熊本県老人クラブ連合会(事業2,3)	負担割合	事業1：県10/10 事業2：国1/2、県1/2 事業3：国1/2、基金1/2(地域福祉基金)
平成27年度予算額	6,374千円	(根拠法令等) 老人福祉法第13条第2項 老人クラブ活動等事業実施要項、老人クラブ等事業運営要綱 熊本県地域福祉基金運営要綱	
平成26年度予算額	6,374千円		

<目的>

元気な高齢者がひとり暮らしや体の弱い高齢者の方を訪問し、話し相手や日常生活の援助などを行う友愛訪問活動(シルバーヘルパー活動)の活性化を図り、高齢者同士が互いに支えあう心豊かな地域社会づくりに貢献する。

<事業内容>

1 シルバーヘルパー等養成事業

シルバーヘルパー及びその指導者(養成研修で指導をしたり、友愛訪問活動時に中心となり活躍する。)の養成を行う。

2 シルバーヘルパー活動支援事業

全県域で継続して充実した友愛訪問活動が展開できるよう、啓発活動、連絡会議の開催を行う。

3 元気老人クラブ活動広報推進事業

老人クラブの活動事例の発表や講演などを実施し、一堂に会する発信の機会を設け、老人クラブ会員等の意識啓発を図る。また、活動事例等をまとめたパンフレットを作成し、広報啓発活動を行う。

老人週間行事単

(事業開始年度：昭和59年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	150千円	(根拠法令等) 国民の祝日「敬老の日」の設定について(S41.6.25 厚生省社会局長通知) 「敬老の日」を中心とする行事について(S41.7.12 厚生省社会局老人福祉課長通知) 国民の祝日に関する法律及び老人福祉法の一部改正する法律の公布について(H13.6.25 厚生労働省老建局長通知)	
平成26年度予算額	150千円		

<事業内容>

多年にわたり社会の進展に寄与された高齢者を敬愛し、その長寿を祝うとともに、高齢者対策についての県民の理解と関心を深めるため、「老人の日・老人週間」にあわせて、次の行事を行う。

- ・記念品の贈呈(県内最高齢者)：当該年度県内最高齢者に対し、記念品を贈呈する。
- ・元気高齢者の表彰：概ね100歳で、生きがいを持ちながら自分らしくかがやいて長寿を楽しんでいる元気高齢者を表彰する。

<100歳以上の高齢者の人数>

年度	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
人数	452	503	543	607	652	790	827	924	951	1,018	1,050	1,107	1,179	1,273

認知症診療・相談体制強化事業

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	県	負担割合	国1/2、県1/2 *一部：地域医療介護総合確保基金(医療分・介護分)及び単県事業あり
平成27年度予算額	65,321千円	(根拠法令等) 介護保険法第118条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条 認知症疾患医療センター運営事業実施要綱 認知症地域医療支援事業実施要綱 認知症対策普及・相談・支援事業実施要綱 熊本県地域福祉基金運営要綱	
平成26年度予算額	58,890千円		

<目的>

高齢化の進展により認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症に関する医療技術の向上や医療と介護の連携、認知症に関する相談体制の充実を図ることにより、住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくりを構築する。

<事業内容>

- 1 認知症疾患医療センター運営事業
認知症の適切な診断、合併症対策等、認知症の医療体制を整備するため、県全体を統括する基幹型1箇所、地域での診断・治療を行う地域拠点型を9箇所(うち1箇所は熊本市指定)、診療所型を1箇所設置するとともに、常勤専従の連携担当者を各地域拠点型センターに配置する。
- 2 認知症家族支援体制強化事業
認知症に係る相談対応や認知症家族の会を開催する総合相談窓口(認知症ほっとコール)を運営し、認知症の方やその御家族の精神面を支える。
- 3 かかりつけ医認知症対応力向上研修
高齢者が日頃から受診するかかりつけ医を対象に、認知症診療スキルの向上を目的とした研修を実施する。
- 4 市町村認知症施策研修事業
市町村における認知症施策の更なる推進を目的として、先進事例の紹介や情報交換等の研修会を開催する。
- 5 病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修事業
病院勤務の医師、看護師等の医療従事者に対し研修を行うことで、身体疾患を合併する認知症の方への対応力向上や認知症疾患医療センターを始めとした専門医療機関と病院との連携強化を一層促進する。
- 6 歯科医師向け認知症対応力向上研修
歯科医師による認知症の早期発見を含む対応力向上を目的とし、認知症の基礎知識や歯科診療における認知症患者への対応のポイント等についての研修会を実施する。

新 市町村認知症早期発見・対応支援事業 単

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	県	負担割合	基金10/10(地域医療介護総合確保基金(医療分))
平成27年度予算額	9,971千円	(根拠法令等) 介護保険法第118条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条	
平成26年度予算額	- 千円		

<目的>

市町村が地域包括支援センター等に設置する認知症初期集中支援チームの活動を地域拠点型認知症疾患医療センターが支援することにより、より効果的で質の高いチーム活動を推進する。

<事業内容>

地域拠点型認知症疾患医療センターに精神保健福祉士等の専門スタッフを配置し、市町村が行う初期集中支援推進事業について、困難ケースへの同行やアセスメント時のアドバイス等をおして支援を行う。

認知症サポーター養成・地域見守り推進事業

(事業開始年度：平成24年度)

実施主体	県	負担割合	事業1：国1/2、県1/2 事業2：県10/10
平成27年度予算額	5,010千円	(根拠法令等) 認知症対策普及・相談・支援事業実施要綱 熊本県地域福祉基金運営要綱	
平成26年度予算額	6,123千円		

<目的>

認知症サポーター養成数の人口比日本一を維持し、また、サポーターを活用し認知症高齢者を地域で支える体制づくりを進める。

<事業内容>

- 1 認知症に関する正しい知識を県民に周知するため、認知症サポーター養成講座を開催する。
- 2 養成した認知症サポーターによる認知症の人やその家族を支援する事業(見守り体制推進、居場所づくり等)を推進するためのステップアップ研修やキャラバンメイト(認知症サポーター養成講座の講師)のスキルアップ研修等を開催する。

地域包括ケア推進体制強化事業

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	別記(事業ごとに記載)	負担割合	基金10/10(地域福祉基金)
平成27年度予算額	25,716千円	(根拠法令等) 熊本県地域福祉基金運営要綱	
平成26年度予算額	23,876千円		

<目的>

住み慣れた家や地域で安心して暮らし続けられるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービス等が切れ目なく包括的に利用できる地域包括ケアシステム構築にむけて、関係機関が連携したオール熊本づくりを推進する。さらに、その中核となる市町村、地域包括支援センターの機能強化を支援することで、地域包括ケアシステム構築を加速化する。

<事業内容>

- 1 地域包括ケア推進体制づくり事業(事業主体：県)
オール熊本づくり推進のための関係団体との意見交換会等
- 2 在宅医療介護連携推進モデル事業(事業主体：市町村)
市町村が、市町村や地域包括支援センター等に在宅医療介護連携推進員を配置し、医療介護連携体制づくりを推進するための経費を助成する。
- 3 地域ケア会議アドバイザー派遣事業(事業主体：県)
地域ケア会議の開催、充実の促進のため、市町村等に地域ケア会議アドバイザーを派遣する。
- 4 地域包括支援センター職員等研修事業(事業主体：県)
地域包括支援センター職員及び市町村職員の質の向上を図ることにより、限られた人員で機能を最大限発揮できるよう支援する。
- 5 在宅医療介護連携加速化事業(事業主体：県)
在宅医療介護連携推進モデル事業の成果等を活用した研修会の実施等
- 6 地域包括支援センターネットワーク等強化事業(事業主体：地域包括支援センター)
地域包括支援センター相互のネットワーク機能強化に向けた取組みに対して助成する。

訪問看護推進等在宅療養支援体制づくり事業単

(事業開始年度：平成23年度)

実施主体	県	負担割合	基金10/10(地域福祉基金)
平成27年度予算額	26,380千円	(根拠法令等) 熊本県地域福祉基金運営要綱	
平成26年度予算額	33,739千円		

<目的>

医療・介護等の在宅療養を支援する関係機関の連携強化、在宅療養についての関係者及び住民の理解、訪問看護等の支援サービス提供体制の充実等を図る。

<事業内容>

保健所が、圏域内の医師会や看護協会等の関係団体、診療所や訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、市町村等の関係機関と連携して、地域の実情に応じた訪問看護等の在宅療養支援体制づくりに取り組み。

在宅療養支援体制づくり活動支援事業 単

(事業開始年度：平成23年度)

実施主体	市町村、社会福祉協議会等	負担割合	基金 10 / 10 (地域医療介護総合確保基金(医療分))
平成27年度予算額	3,466千円	(根拠法令等) 介護保険法第118条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条	
平成26年度予算額	3,466千円		

< 目 的 >

住み慣れた家や地域での暮らしを支えるために、医療、介護、福祉、生活支援サービス等が一体的かつ適切に利用できるよう地域包括ケアの体制づくりを推進する。

< 事業内容 >

地域で在宅療養支援体制づくりに取り組むネットワークグループ等の活動に助成することにより、在宅療養支援体制づくりを促進し県内への普及を図る。

訪問看護ステーションサポートセンター運営事業 単

(事業開始年度：平成23年度)

実施主体	(公社)熊本県看護協会	負担割合	基金 10 / 10 (地域医療再生基金)
平成27年度予算額	10,000千円	(根拠法令等) 熊本県地域医療再生計画	
平成26年度予算額	10,000千円		

< 目 的 >

高齢化の進展に伴い、要支援・要介護者の増加により、在宅療養者の増加が見込まれるなか、訪問看護サービスを安定的に提供する体制を整備することにより、在宅療養環境の充実を図る。

< 事業内容 >

- 訪問看護ステーションサポートセンターの設置及び運営
 - 訪問看護ステーション関係者等からの相談対応
 - 訪問看護ステーション関係者等からの法令、報酬、運営及び関係機関との連携体制づくり等に関する相談に対応するため、電話又は面接による随時対応可能な相談窓口の設置及び運営
 - 訪問看護に関する情報収集と関係機関への情報の提供
 - ア ホームページ「Q & A よくある質問と回答」の作成及び更新
 - イ 訪問看護に関する研修や制度改正等関連情報の収集及び提供
 - ウ 訪問看護ステーションへの現地支援
 - エ 各圏域のステーションとの情報交換会の開催
 - 県民への訪問看護サービスの周知広報の実施
- 訪問看護ステーションサポートセンター運営委員会の設置及び運営

訪問看護推進人材育成事業 単

(事業開始年度：平成23年度)

実施主体	九州看護福祉大学	負担割合	基金 10 / 10 (地域医療再生基金)
平成27年度予算額	25,000千円	(根拠法令等) 熊本県地域医療再生計画	
平成26年度予算額	25,000千円		

< 目 的 >

訪問看護推進に資する人材を育成することで、住み慣れた自宅や地域での暮らしを支え、医療機関から在宅療養への円滑な移行を進めるために、在宅療養支援体制の整備を図る。

< 事業内容 >

- 訪問看護師等人材育成研修事業
 - 訪問看護師の養成研修(平成24年度～)(対象：潜在看護師(結婚、育児等により離職した看護師))
 - 訪問看護ステーションの管理者スキルアップ研修(平成24年度～)(対象：訪問看護ステーションの管理者)
 - 現任訪問看護師の専門分野スキルアップ研修(平成24年度～)(対象：現任訪問看護師)
 - 退院支援・退院調整を行う看護師の養成研修(平成23年度～)(対象：医療機関に勤務する看護師)
- 新卒者等を対象とする訪問看護師育成プログラムの開発(研究事業)

訪問看護ステーション等立上げ支援事業 単

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	法人又は保険医療機関(病院及び診療所)	負担割合	基金 10 / 10 (地域福祉基金、地域医療再生基金)
平成27年度予算額	35,080千円	(根拠法令等) 熊本県地域福祉基金運営要綱 熊本県地域医療再生計画	
平成26年度予算額	36,040千円		

<目的>

医療や介護が必要となっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、県内全域で訪問看護を利用できる体制を整備する。

<事業内容>

訪問看護サービスの提供体制が不十分な条件不利地域等において、新たに訪問看護サービスを立ち上げる事業所に対して、立上げまでに必要な初期費用や立上げ後12ヵ月間の運営経費を助成する。

1 対象事業

次の方法により条件不利地域等において新たに訪問看護サービスを開始する事業所

- ・訪問看護ステーションの設置
- ・訪問看護ステーションのサテライト設置
- ・訪問看護みなし指定機関として医療機関によるサービス開始
- ・複合型サービス事業所の設置 等

2 助成の内容

(1)立上げまでに必要な初期費用への助成

立上げまでに必要な、訪問車・医療機器等の備品等購入経費、家賃・人件費等の管理運営経費に対する助成

(2)立上げ後の運営経費への助成

立上げ後、12ヵ月間の経営安定に必要な運営費に対する助成

新 中山間地域等創生による地域包括ケア推進事業 単

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	中山間地域等で在宅サービス拠点や生活支援サービスの基盤づくりに取り組む事業者等(市町村を含む)	負担割合	国 10 / 10
平成27年度予算額	9,542千円	(根拠法令等) 地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金(地方創生先行型)制度要綱	
平成26年度予算額	- 千円		

<目的>

中山間地域における在宅サービス提供体制の充実・向上を図り、高齢者が住み慣れた家や地域で安心して生活を継続することができるよう、それぞれの地域の特性に応じた在宅生活を支える基盤づくりを支援する。

<事業内容>

包括ケア体制づくりを推進するため、以下の事業を実施する。

1 市町村等への助成

- (1)市町村等活動経費(上限50万円)
- (2)施設整備費(補助率1/2,上限100万円)
- (3)立上げ期の運営費の助成(上限10万円/月)

2 補助事業実施市町村等で開催する住民ワークショップ等現地活動への参加

3 補助事業に取り組む市町村間の情報交換会の開催や取り組みの成果を他の市町村へ普及 など

介護予防・生活支援サービス構築支援事業 単

(事業開始年度：平成26年度)

実施主体	県	負担割合	基金 10 / 10 (地域福祉基金、地域医療介護総合確保基金(介護分))
平成27年度予算額	5,622千円	(根拠法令等) 熊本県地域福祉基金運営要綱 介護保険法第118条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条	
平成26年度予算額	2,403千円		

<目的>

介護予防・生活支援サービス提供体制がなされることにより、高齢者が住みなれた家や地域で安心して住み続けることができる仕組み(地域包括ケアシステム)づくりを実現するために市町村を支援する。

<事業内容>

- 1 市町村、地域包括支援センター職員等を対象とした先進事例の紹介等の研修を開催する。
- 2 市町村に介護予防・生活支援アドバイザーを派遣し、施策や仕組みづくりに関する提案、ノウハウの助言等を行う。
- 3 生活支援コーディネーターの養成研修の開催や連絡会の開催、実地支援等により養成や活動の支援を行う。

新 地域密着型サービス地域支援推進事業 単

(事業開始年度：平成27年度)

実施主体	県(委託先：熊本県地域密着型サービス連絡会)	負担割合	基金 10 / 10 (地域医療介護総合確保基金(介護分))
平成27年度予算額	1,961千円	(根拠法令等) 介護保険法第118条 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律第4条	
平成26年度予算額	- 千円		

< 目 的 >

介護が必要になってもできる限り住み慣れた地域で安心して暮らせる仕組みづくりを推進するため、在宅生活を24時間365日支える小規模多機能型居宅介護等の地域密着型サービスの整備促進に向けた事業者等の育成を図る。

< 対 象 >

地域密着型サービス事業所(開設予定者を含む)及び地域密着型サービスに興味のある者等

< 事業内容 >

1 事業所向けの研修の開催

地域密着型サービス事業所(開設予定者を含む)への地域包括ケアの推進拠点としての新たな役割等についての研修を県内4圏域程度で開催する。

2 事業所開設予定者等への随時アドバイス(相談窓口の設置)

事業所開設予定者等からの相談について、電話により随時対応し、アドバイス等を行うため相談窓口を県内に開設する。また、必要に応じて、訪問による相談対応も併せて行う。

(2) 社会福祉課 事業体系

		頁
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">保健・医療・福祉を支える人材の育成と体制の整備</div>	監査による社会福祉施設等の体制の整備	社会福祉施設指導監査事業 88
	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">母子家庭、寡婦、父子家庭及び低所得者世帯などの自立への支援</div>	低所得者世帯の自立への支援
戦没者遺家族などへの援護		旧軍人軍属等恩給進達事務 93 戦傷病者戦没者遺族等援護事務 94 戦傷病者特別援護事務 95 特別給付金等支給事務 96 引揚者等援護事務 96

社会福祉施設指導監査事業

(事業開始年度：平成3年度)

実施主体	県	負担割合	県 10 / 10 (一部 国 1 / 2)
平成27年度予算額	2,597千円	(根拠法令等) 社会福祉法人指導監査要綱の制定について(厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長通知)	
平成26年度予算額	2,756千円		

<事業内容>

社会福祉法人及び同法人が運営する社会福祉施設等の適正な運営確保を目的に、指導監査を実施する。

また、指導監査結果について、指摘事項の早期改善を図るとともに、福祉サービスを利用する県民等へ情報を提供するために、公表(県庁ホームページに掲載等)する。

生活保護法による保護

(事業開始年度：昭和25年度)

実施主体	県、市	負担割合	国 3 / 4 県、市 1 / 4
平成27年度予算額	(県分)3,807,170千円	(根拠法令等) 生活保護法	
平成26年度予算額	(県分)3,699,895千円		

<目的>

生活に困窮する者の最低生活を保障し、その自立を助長するための援助を行う。

<対象>

利用しうる資産、稼働能力その他あらゆるものを生活費に充当しても、なお厚生労働大臣の定める保護の基準で測定される最低限度の生活が維持できない者

<事業内容>

困窮の程度に応じて必要な保護を行うとともに、要保護者個々の需要に応じた援助を行う。

生活扶助 住宅扶助 教育扶助 介護扶助 医療扶助 出産扶助 生業扶助 葬祭扶助

被保護世帯数

(月平均)

年度	県 計			郡 部			市 部			全国平均
	被保護世帯数	被保護人員数		被保護世帯数	被保護人員数		被保護世帯数	被保護人員数		
	実数	実数	保護率	実数	実数	保護率	実数	実数	保護率	
H22	15,991	21,893	12.09	1,296	1,703	4.80	14,695	20,190	13.87	15.2
H23	17,220	23,565	13.00	1,383	1,829	5.16	15,837	21,736	14.91	16.2
H24	18,425	25,149	13.92	1,460	1,939	5.50	16,965	23,210	15.96	16.8
H25	19,264	26,212	14.50	1,568	2,094	5.94	17,696	24,118	16.58	17.0
H26	19,883	26,804	14.94	1,645	2,183	6.26	18,240	24,622	17.03	

保護率は%。(パーミル：1000分の1) 四捨五入の関係で内訳数と合計とは必ずしも一致しない。

平成18年度から平成21年度については、市町村合併により、郡部から市部へケース移管が行われている。

保護停止中を含む。

被保護世帯類型 (その1)

(県計：月平均)

年度	高 齢 者		母 子		傷病、障がい者		そ の 他		合 計	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
H22	7,346	46.1	863	5.4	5,642	35.4	2,090	13.1	15,941	100
H23	7,676	44.8	932	5.4	6,119	35.6	2,424	14.1	17,151	100
H24	8,131	45.3	1,010	5.6	6,012	33.5	2,804	15.6	17,957	100
H25	8,647	45.2	1,016	5.3	6,493	33.9	2,994	15.6	19,150	100
H26	9,221	46.6	1,022	5.2	6,460	32.7	3,076	15.6	19,779	100

四捨五入の関係で内訳数と合計とは必ずしも一致しない。

保護停止中を含まない。

被保護世帯類型（その2）

平成26年度（県計：月平均）

区 分		世 帯 数		構 成 比	
単 身 者	高 齢 者 世 帯	8,312	15,354	42.0	77.6
	傷病・障がい者世帯	4,985		25.2	
	その他の世帯	2,057		10.4	
二人以上の世帯	高 齢 者 世 帯	908	4,424	4.6	22.5
	母 子 世 帯	1,022		5.2	
	傷病・障がい者世帯	1,474		7.5	
	その他の世帯	1,020		5.2	

四捨五入の関係で内訳数と合計とは必ずしも一致しない。
保護停止中を含まない。

世帯の労働力類型別被保護世帯

（月平均）

年度	県 計				郡 部				市 部			
	稼働世帯		非稼働世帯		稼働世帯		非稼働世帯		稼働世帯		非稼働世帯	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
H22	1,694	10.6	14,247	89.4	105	8.2	1,182	91.8	1,589	10.8	13,065	89.2
H23	1,875	10.9	15,276	89.1	125	9.1	1,246	90.9	1,750	11.1	14,031	88.9
H24	2,140	11.7	16,170	88.3	150	10.6	1,268	89.4	1,991	11.8	14,901	88.2
H25	2,426	12.7	16,724	87.3	195	12.6	1,352	87.4	2,231	12.7	15,372	87.3
H26	2,554	12.9	17,225	87.1	210	13.0	1,409	87.0	2,345	12.9	15,816	87.1

四捨五入の関係で内訳数と合計とは必ずしも一致しない。
保護停止中を含まない。

扶助別人員構成

（月平均）

年 度	県 計													
	人員計		生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助		医療扶助		その他の扶助	
	(延)	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	人員	構成比	
H22	56,174	19,056	33.9	14,836	26.4	1,352	2.4	2,777	5.0	17,204	30.6	949	1.7	
H23	60,616	20,464	33.8	16,026	26.4	1,451	2.4	3,025	5.0	18,583	30.7	1,067	1.8	
H24	64,873	22,015	33.9	17,335	26.7	1,564	2.4	3,300	5.1	19,515	30.1	1,144	1.8	
H25	69,171	23,080	33.4	18,340	26.5	1,709	2.5	3,771	5.4	20,946	30.3	1,325	1.9	
H26	69,556	23,253	33.4	18,526	26.6	1,641	2.4	3,963	5.7	21,115	30.4	1,059	1.5	

四捨五入の関係で内訳数と合計とは必ずしも一致しない。
保護停止中を含まない。

行旅病人及び行旅死亡人の救護 単

(事業開始年度：明治32年度)

実施主体	市町村	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	868千円	(根拠法令等) 行旅病人及び行旅死亡人取扱法 熊本県行旅病人、行旅死亡人等の救護及び取扱いに関する要領 (S62.7.17社福第733号)	
平成26年度予算額	868千円		

<目的>

身元不明の病人及び死亡人の救護を行う。

<対象>

歩行に堪えない行旅中の病人等で療養の途を有せず、かつ救護者のいない者及び行旅中の死亡者で引取人のいない者

<事業内容>

上記の者の救護に要した経費を法に基づき負担する。(指定都市を除く)

新 生活困窮者自立支援プラン推進事業

(事業開始年度：平成23年度)

実施主体	県	負担割合	国3/4 県1/4
平成27年度予算額	138,029千円	(根拠法令等) 生活困窮者自立支援法	
平成26年度予算額	144,296千円		

<目的>

生活保護受給者や非正規雇用労働者等の増加により、生活困窮に至るリスクの高い層が増加し、生活保護に至る前の段階の「第2のセーフティーネット」として制定された生活困窮者自立支援法に基づき、生活困窮者の自立・就労支援のための各種サービスの整備を図ることを目的とする。

<対象>

生活困窮者

<事業内容>

- 1 就労準備支援事業
就労に必要な訓練を実施
- 2 子どもの学習支援事業
生活困窮世帯の子どもへの学習支援
- 3 家計相談支援事業
家計に関する相談・指導、貸付の斡旋
- 4 一時生活支援事業
住宅のない生活困窮者に対して一時的な宿泊場所や衣食の提供等

生活保護世帯からの進学の「夢」応援事業 単

(事業開始年度：平成21年度)

実施主体	県	負担割合	県10/10
平成27年度予算額	21,217千円	(根拠法令等) 生活保護世帯からの進学の「夢」応援資金貸付要項(平成22年10月1日告示第912号)	
平成26年度予算額	18,122千円		

<目的>

生活保護世帯から大学等での就学を希望する者に対して、その生活費を貸し付けることにより、自立の意欲を高め将来的に貧困の連鎖を断ち切ることを目的とする。

<対象>

生活保護世帯から世帯分離された子どもで、大学等(大学・短大・専修学校・各種学校・熊本県立技術短期大学校・熊本高等技術訓練校)で就学する者

<事業内容>

大学等で就学する者の生活費(生活保護基準の居宅(第1類)に掲げる額のうち年齢区分12歳~19歳に対応する額を限度)

(参考)平成23年度 熊本市居住者の場合 月額38,290円以内

生活福祉資金貸付事業

(事業開始年度：昭和30年度)

実施主体	熊本県社会福祉協議会	負担割合	原資 国2/3 県1/3 事務費 国1/2 県1/2 (一部 国10/10)
平成27年度予算額	原資 - 千円 事務費 16,472千円	(根拠法令等) セーフティネット支援対策等事業の実施について(H17.3.31 社 援発第0331021号厚生労働省社会・援護局長通知)	
平成26年度予算額	原資 - 千円 事務費 17,304千円		

<目的>

低所得者、障がい者又は高齢者に対し、資金の貸付けと必要な相談支援を行うことにより、経済的自立及び生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるようにすることを目的とする。

<対象>

低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯

<事業内容>

「生活福祉資金の種類」掲載の低利資金貸付けと必要な相談支援を一体的に行う。貸付窓口は、市町村社会福祉協議会で、県は事務費に対して助成する。

<生活福祉資金の種類 (H21.10.1改正)>

資金の種類		内容	貸付限度額		保証人 貸付利率	据置期間	償還期間
総合支援資金	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	二人以上世帯	月額20万円以内	保証人あり 無利子	最終貸付の日から6月以内	据置期間 経過後20年以内
			単身世帯	月額15万円以内			
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内		保証人なし 年1.5%	貸付の日から6月以内	
一時生活再建費	生活を再建するため一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内					
福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために、一時的に必要なと見込まれる費用	580万円以内 (資金の用途に応じて目安額あり)		保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%	貸付の日から6月以内	据置期間 経過後20年以内
	緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	10万円以内		保証人不要 無利子	貸付の日から2月以内	据置期間 経過後8月以内
教育支援資金	教育支援費	低所得世帯に属する者が高等学校、高等専門学校、短期大学、大学に修学するために必要な経費	高校	月額3.5万円以内	保証人不要 無利子	卒業後6月以内	据置期間 経過後20年以内
			高専	月額6万円以内			
			短大	月額6万円以内			
			大学	月額6.5万円以内			
	就学支度費	低所得世帯に属する者が高等学校、高等専門学校、短期大学、大学への入学に際し必要な経費	50万円以内				
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として貸付ける生活資金	土地の評価額の7割程度 月額30万円以内 (貸付期間) 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間		推定相続人の中から選任 年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率	契約の終了後3月以内	据置期間 終了時
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として貸付ける生活資金	土地・建物の評価額の7割程度 生活扶助費の1.5倍以内 (貸付期間) 借受人の死亡時までの期間又は貸付元利金が貸付限度額に達するまでの期間		保証人不要 3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率		

福祉資金については、東日本大震災により被災した低所得世帯の特例あり

矯正施設等退所者社会復帰支援事業

(事業開始年度：平成22年度)

実施主体	県	負担割合	国3 / 4 県1 / 4
平成27年度予算額	25,000千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	25,000千円		

<目的>

高齢であり、又は障がい有するため、福祉的な支援を必要とする矯正施設（以下、刑務所、少年刑務所、拘留所、少年院を指す。）退所予定者について、本人が矯正施設入所中から退所後直ちに福祉サービス等（障害者手帳の発給、社会福祉施設への入所など）につなげるための準備を、保護観察所等と協働して進める役割を担う「熊本県地域生活定着支援センター」を設置し、司法と福祉が連携して、矯正施設退所者等の社会復帰を支援し、再犯防止対策に資することを目的とする。

<対象>

矯正施設退所予定者等

<事業内容>

コーディネート業務

フォローアップ業務

相談支援業務

生活困窮者総合相談支援事業

(事業開始年度：平成25年度)

実施主体	県	負担割合	国3 / 4 県1 / 4
平成27年度予算額	98,502千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	60,128千円	生活困窮者自立支援法	

<目的>

生活困窮者の相談に対応し、低所得者や引きこもり、ニートなど、経済的基盤がぜい弱で、放置すれば最低限度の生活を維持できなくなる恐れのある者に対し、自立に向けたプランを策定し経済的な自立を目指す。また、失業により住宅の確保が困難な者に対し、家賃費用を支給し安定した住居確保と就労による自立を図ることを目的とする。

<事業内容>

生活困窮者からの相談を受け付けるための相談窓口設置及び支援実施のための支援員配置を行う。生活困窮者に訪問型、伴走型の支援を行い、自立に向けたプランを策定し支援を行う。

旧軍人軍属等恩給進達事務

(事業開始年度：昭和28年度)

実施主体	県	負担割合	国10/10
平成27年度予算額	342千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	710千円	恩給法	

<対象>

旧軍人・軍属

<事業内容>

旧軍人・軍属等に係る各種恩給の請求指導及び国への進達

年金恩給の種類と対象者

種類		対象者	恩給額(平成27年度最低保障額)	
本人に対する給付	普通恩給	実在職年数が最短恩給年限以上の者(長期在職者)	65歳以上の場合 1,132,700円 65歳未満の場合 849,500円	
		実在職年数が最短恩給年限未満の者(短期在職者)で65歳以上の者又は傷病恩給や戦傷病者・戦没者遺族等援護法による障害年金受給者	実在職9年以上 849,500円 実在職6年以上 679,600円 実在職6年未満 568,400円	
	傷病恩給	増加恩給	公務に起因する傷病により、重度の障がいをも有する者(在職年数に関係なく、原則として普通恩給が併給)	障がいの程度に応じて 1,853,000円~9,729,100円
		傷病年金	公務に起因する傷病により、比較的軽度の障がいをも有する者	障がいの程度に応じて 961,000円~1,686,000円
	特例傷病恩給	昭和16年12月8日以後、本邦等で職務に関連して受傷罹病し、障がいをも有する旧軍人等	障がいの程度に応じて 743,000~7,417,100円	
遺族に対する給付	普通扶助料		普通恩給受給者の遺族 長期在職 792,000円 実在職9年以上 594,000円 実在職6年以上 475,200円 実在職6年未満 404,800円	
	公務関係扶助料	公務扶助料	公務傷病により死亡した者の遺族(戦没者の遺族がその代表例) (遺族加算額含む額 1,966,800円)	
		増加非公死扶助料	公務以外の事由により死亡(平病死)した増加恩給受給者の遺族 1,420,700円	
		特例扶助料	昭和16年12月8日以後、本邦等で職務に関連する傷病により死亡した旧軍人等の遺族 (遺族加算額含む額 1,573,500円)	
傷病者遺族特別年金		平病死した傷病年金又は特例傷病恩給受給者の遺族 傷病年金や第1款症以上404,800円 (遺族加算額含む額 557,600円) 第2款症以下303,600円 (遺族加算額含む額 456,400円)		

戦傷病者戦没者遺族等援護事務

(事業開始年度：昭和27年度)

実施主体	県	負担割合	国10/10
平成27年度予算額	1,188千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	1,184千円	戦傷病者戦没者遺族等援護法	

<対象>

旧軍人・軍属又は準軍属及びその遺族

<事業内容>

軍人・軍属又は準軍属に係る各種年金等の請求指導及び国への請求書の進達

戦没者遺族相談員の研修

年金等給付の種類

	年金等種別	給付の内容	年金額
本人に対する給付	障害年金	公務傷病又は勤務関連傷病により一定程度以上の障がいをもつ者に給する。	公務傷病 9,729,100～961,000円 勤務関連 7,417,100～743,000円
	障害一時金	障がいの程度が第1款症から第5款症までの者は障害一時金を選択できる。	公務傷病 6,088,000～2,855,000円 勤務関連 4,640,900～2,177,100円
遺族に対する給付	遺族年金(遺族給与金)	公務傷病により死亡した者の遺族に給する。	公務傷病死 先順位者 1,966,800円 後順位者 72,000円
	弔慰金	公務又は勤務関連傷病により死亡した者の遺族に給する(遺族年金(遺族給与金)に併給)。	50,000円
	特例遺族年金(特例遺族給与金)	勤務関連傷病により死亡した者の遺族に給する。	勤務関連死 先順位者 1,573,500円 後順位者 56,400円
	平病死遺族年金(平病死遺族給与金)	第1款症以上公務の障害年金受給者が当該傷病以外の事由で死亡した場合その遺族に給する。	先順位者 1,573,500円 後順位者 56,400円
	障害者遺族特例年金(障害者遺族特例給与金)	勤務関連又は第2款症以下公務の障害年金受給者が当該傷病以外の事由で死亡した場合その遺族に給する。	勤務関連疾病第1款症以上 557,600円 第2款症以下 456,400円
	特設年金(特設給与金)	公務傷病等に併発したと考えられる疾病により、一定期間内に死亡した者の遺族に給する。	公務疾病後の併発死亡 456,400円 勤務関連疾病後の併発死亡 355,000円

(注) ()内は準軍属に係る遺族給付の名称

先順位者:子、孫、父母等

戦傷病者特別援護事務

(事業開始年度：昭和38年度)

実施主体	県	負担割合	国10/10
平成27年度予算額	543千円	(根拠法令等)	
平成26年度予算額	619千円	戦傷病者特別援護法	

<対象>

戦傷病者手帳所持者

<事業内容>

軍人軍属等であった者で、国が公務上の負傷・疾病と認めた者に対し、療養給付などの援護を行う。

種類	内容		
戦傷病者手帳の交付	日本国籍を有する軍人、軍属等であって恩給法による公務疾病の程度が、款症以上(旧軍人、準軍人は第4目症以上)の障がい及び公務上の傷病のため、厚生労働大臣が療養を必要と認めた者に対して交付する。		
療養の給付	戦傷病者(戦傷病者手帳の交付を受けた者)が公務上の傷病により療養を受ける必要があるときは療養の給付を行う。		
療養手当の支給	療養の給付を受けている者で引続き1年以上入院している者に対して、月額29,400円を支給する。ただし、傷病恩給等受給者を除く。		
葬祭費の支給	療養の給付を受けている者が死亡した場合に、その葬祭を行った者に199,000円を支給する。		
更生医療の給付	公務上の傷病により傷病の程度が第5款症以上の戦傷病者が更生医療を必要とするときは、更生のため必要な医療の給付を行う。		
国立保養所への収容	公務上の傷病で、傷病の程度が第2項症以上の重度障がい者に対し、国立保養所に収容し、療養させることができる。		
補装具の支給及び修理	視覚障がい、聴覚障がい、言語機能障がい及び中枢神経機能障がい又は肢体不自由の状態にある戦傷病者に対し、補装具の支給及び修理を行う。(ほぼ第3款症以上のもの)		
JR無賃乗車(船)券急行券引換証の交付	傷病の程度が目症以上の者に対し、毎年その障がいの程度に応じ、乗車(船)券、急行券引換証を交付する。(障がい区分は新法によるものである。)		
	戦傷病者の障がいの程度	乗車券引換証枚数(年度間)	
		甲種(戦傷病者と介護者)	乙種(戦傷病者単身)
	特別項症		
	第1項症	12枚	-
	第2項症		
	第3項症	-	12枚
		1枚	10枚
		2枚	8枚
		3枚	6枚
4枚		4枚	
5枚		2枚	
第4項症	6枚	-	
	第5項症	-	6枚
	第6項症	1枚	4枚
第1款症(旧第7項症)	2枚	2枚	
	3枚	-	
	第2款症(旧第1款症)	-	4枚
第3款症(旧第2款症)	1枚	2枚	
第4款症(旧第3款症)	2枚	-	
第5款症(旧第4款症)			
第1目症			
第2目症	-	2枚	
第3目症	1枚	-	
第4目症			

特別給付金等支給事務

(事業開始年度：昭和38年度)

実施主体	県	負担割合	国10/10
平成27年度予算額	15,824千円	(根拠法令等) 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法 戦没者の父母等に対する特別給付金支給法	
平成26年度予算額	7,341千円		

<対象>

- 1 戦没者等の妻に対する特別給付金(次の要件を満たす者)
 - (1) 昭和6年9月18日(満洲事変)以後の、公務起因により死亡した者の妻(事実婚を含む)
 - (2) 基準日において次の給付を受ける権利を有する妻
 公務扶助料 特例扶助料 遺族年金 遺族給与金 旧令共済組合殉職年金
 郵政省共済組合殉職年金 日本鉄道共済組合殉職年金 日本電信電話共済組合殉職年金
- 2 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金
 - (1) 受給資格要件
 死亡者の死亡当時における三親等内の親族であること
 遺族の中に年金給付(遺族年金、遺族給与金、公務扶助料等)の受給権を有する遺族がいないこと
 日本国籍を有していること
 死亡者との親族関係が終了(離縁)していないこと
 - (2) 支給順位 ... 父母から兄弟姉妹までについては、生計関係等により順位の条件がある。
 配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、左記以外の3親等内の親族
- 3 戦傷病者等の妻に対する特別給付金
 - (1) 戦傷病者等と婚姻(事実上の婚姻を含む)している妻であること
 - (2) 戦傷病者等と離婚(事実上の離婚を含む)していないこと
 - (3) 戦傷病者等が年金給付(障害年金、増加恩給、傷病年金等)を受けていること
 - (4) 日本国籍を有していること
- 4 戦没者の父母等に対する特別給付金 ... 次の要件を満たす者
 - (1) 昭和6年9月18日(満洲事変)以後に公務起因による負傷または疾病により死亡した者の父母又は祖父母
 - (2) 戦没者死亡当時、その戦没者以外に氏を同じくする子も孫もなく、かつその後、氏を同じくする子も孫も有するに至らなかった父母または祖父母
 - (3) 基準日において、次の給付を受ける権利を有する者
 公務扶助料 特例扶助料 遺族年金 遺族給与金 旧令共済組合殉職年金
 郵政省共済組合殉職年金 日本鉄道共済組合殉職年金 日本電信電話共済組合殉職年金
 - (4) 父母等の特例
 先順位者又は他に受給権者がいるため、上記の給付を受ける権利を有しない父母等は特別給付金の受給権を有するとみなす。
 60歳未満等により年金等の受給権を有しない者は特別給付金受給権を有するとみなす。

<事業内容>

戦没者等の遺族に対する各種給付金の請求指導及び裁定

引揚者等援護事務

(事業開始年度：昭和56年度)

実施主体	県、市町村	負担割合	国3/4 県、市1/4 (一部：国10/10)
平成27年度予算額	42,595千円	(根拠法令等) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律	
平成26年度予算額	38,641千円		

<対象>

中国残留孤児、中国残留婦人

<事業内容>

- 1 中国残留邦人の帰国手続き及び帰国後の定着自立の援護を行う。
- 2 中国残留邦人帰国者の老後の生活の安定を図るため、老齢基礎年金の満額支給を補完する生活支援(支援給付：生活保護の例により実施)を行う。
- 3 中国残留邦人が地域社会の一員として生き生きと暮らすことができるよう地域社会における生活支援等(通訳の派遣、日本語教育の支援等)を行う。